

〔事案 27-41〕 配当金支払請求

・平成 27 年 9 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

こども保険の満期時受取総額が、既払込保険料総額を下回っていることを理由に、設計書記載の全額と既払込保険料総額との差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 4 年 3 月に契約したこども保険について、以下の理由により、設計書記載の満期時受取総額または実際の受取総額と既払込保険料総額との差額を支払ってほしい。

契約の際、募集人から設計書のとおり、満期時受取総額は 589 万円となるとの説明を受けた。また、満期時受取総額が既払込保険料よりも少なくなるとの説明は受けていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 設計書記載の教育資金等の金額と払込保険料を比較すれば、払込保険料総額が教育資金等の総額を上回ることを容易に確認できる。
- (2) パンフレットにはすえ置き利率や配当金は経済情勢等により変動することがあると記載されており、設計書の「教育資金すえ置き累計額」や「積立配当金」には「約」と表示されている。また、募集人は設計書およびパンフレットに沿って、すえ置き利率や配当金が増減することについて説明したうえで申込手続を行っている。
- (3) すえ置き金の合計額および利息の繰入状況を毎年通知しており、経済情勢等によりすえ置き利率を変更する場合には、事前に通知をしている。また、「ご契約内容のお知らせ」にすえ置き金の状況を記載している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人に対して、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、すえ置き利率や配当金の多寡が変わってくるのは当然のことであり、保険会社の責任に帰すべき事柄ではなく、募集人の対応にも不適切な点は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。